

招集期日 平成22年12月2日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 12月2日(木曜日)午前 9時29分

閉 会 12月2日(木曜日)午前10時51分

出席委員 委員長 金澤秀信 副委員長 山本秀和  
委員 石田芳夫 委員 横田淳一  
委員 近藤常雄 委員 金子俊雄  
委員 友山信夫

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長  
区画整理部長 水道部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 鹿山 明美

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時29分）

委員長 ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

遅刻の届け出は、金子委員であります。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、一般議案4件、補正予算7件の計12件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第106号の条例の審査、議案第109号から議案第112号までの一般議案の審査、議案第113号から議案第119号までの補正予算の審査の順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 次に、議案第113号の一般会計補正予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの

のの順で行いたいと思います。また、議案第115号から議案第118号までの区画整理事業会計補正予算4議案につきましては、一括議題としたいと思います。

以上、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第106号 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を  
改正する条例

委員長 初めに、議案第106号 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

区画整理部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第106号 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、入間都市計画事業豊岡第一土地区画整理事業の事業終了に伴い、施行規程から削除するための改正でございます。

豊岡第一土地区画整理事業は、昭和63年4月18日に施行面積約3.8ヘクタールで事業決定を受け、地権者を初め関係者の皆様のご理解、ご協力により、平成17年11月18日に換地処分の公告を行い、その後清算金の事務処理を進めてまいりましたが、平成22年9月末をもちまして所要の事務は終了いたしました。そのため、施行規程から事業の名称等を削除したいため、改正するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 昭和63年から、実質平成17年までいろいろ事業が行われて、その後清算ということだったと思うのですけれども、全体的に入間市の本当に中心的な場所を行われたということで、特にこの第一土地区画整理事業の総括というのはどんなふうに行われているのでしょうか。評価というかね。

区画整理部長 その以前に入間市駅の南口の土地区画整理事業が終わっておりまして、丸広まで整備されたと。それから、中心市街地の活性化ということで、やはり核をつくろうということで、豊岡第一

土地区画整理事業の中に再開発ビルを建てて、駅からアイポットまでの間を活性化しようということで進めておりますので、非常にそういう面では中心市街地が活性化できたのではないかなと思っております。

以上でございます。

石田委員 何というか、一応区画整理としての総括はどんなものかなと聞きたかったのです。例えば、土地の上昇率だとか清算金だとか、そういうのが当初の予定どおりちゃんと進んだのか。あるいは、こういう点が改善すべき点が残ったとか、何かそういった形での総括はどのようにされているのでしょうかということなのですか。けれども。

区画整理課長 ただいま石田委員さんのほうから清算金の関係のお話ございましたけれども、これにつきましては当初の予定どおり遅滞なく納入されておりまして、総額といたしまして1,745万8,152円の清算金をいただいております。ですので、これは順調に清算金のほうは終了したというふうに認識しております。

以上でございます。

石田委員 区画整理では、当然減歩に伴って土地の上昇ということが期待されるわけです。上昇率等は予定どおり進んだのですか。

区画整理部長 ちょっと今の上昇率については、当時の資料がないものですからお答えできないのですが、やはりライフラインの整備ができておりますので、それなりの上昇はしているということだと思います。

以上でございます。

石田委員 具体的には、まだ総括的なそういった形でやっていないのかなという感じで今受けとめたのですけれども、ぜひ市の中心街でもあるし、そういった意味で行政が結構大きな影響を与えていくというのが区画整理だと思えるのですよ、土地の変動だとか。だから、そういった意味できちっとした形で、当初の目的に沿った形でどうつくられていったのか。特に中心街つくってきたわけですから、きちっとこの後で結構ですから、総括していただきたいというふうにお願いしたいのですけれども、どうでしょうか。

区画整理部長 それにつきまして、事務評価等がございますので、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長 では、区画整理課のほうで総括のまとめた資料を作成していただくようお願い申し上げます。

ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第106号 入間都市計画事業土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前　9時36分　休憩

午前　9時37分　再開

委員長　会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第109号　市道路線の廃止について

議案第110号　市道路線の認定について

委員長　次に、議案第109号　市道路線の廃止について、議案第110号　市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長　おはようございます。

それでは、議案第109号　市道路線の廃止について及び議案第110号　市道路線の認定につきましては、関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第109号で廃止します市道A194号線につきましては、事業主であります西澤喜義氏が都市計画法に基づき築造した道路の中

に市道A194号線が含まれていることから、路線を整理するため廃止するものであります。

次に、議案第110号でございますが、議案第110号の一番後ろの公図写しのところを見ていただくとよくわかるかと思えます。それを見ながらお聞きいただきたいと思えます。当該廃止路線と市へ帰属された路線とを統合しまして、市道A194号線として再認定するものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

山本委員　1点だけお伺いをいたします。

議案第110号のほうの公図写しを拝見してしまして、当該道路の内側に公園が入っているのですけれども、関連でお伺いしますが、この公園は開発行為の寄附に伴う公園ということで理解してよろしいのですか。

道路管理課長　この公園、今開発されている面積は3,456平方メートルでございます。開発面積が3,000平方メートル以上から5ヘクタール未満の場合、開発許可基準におきまして、開発面積の3パーセント以上の公園が必要というふうに基準があるものですから、それに伴い設置されているものです。

なお、この公園につきましては市に帰属をされておらず、事業主の管理となっている公園でございます。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第109号 市道路線の廃止について、議案第110号 市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第111号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第111号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

道路管理課長 それでは、議案第111号 市道路線の認定につきまして、  
提案の理由を申し上げます。

この市道A726号線につきましては、事業主である株式会社住協が都市計画法に基づき築造した道路で、市に帰属されたことに伴い、市道として認定するものでございます。

路線の起点、終点等細部につきましては、資料をご参照いただきたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

山本委員 済みません、本会議で聞けませんでしたので、お伺いをしたいと思います。

この当該道路の終点の部分なのですが、国道463号の現道と、あと幹11号線、交点の交差点の角、私が拝見していて東行きの停止線から軽自動車1台分だから4メートルぐらいかな、下がったところにもう出口が来ているわけなのですが、ここ結構車両待ち、右折待ちが多かったりして、非常に車両の通行量もともと多いところで、その部分で車がふさがっていることが多いようにお見受けをするのですが、この部分、終点部分の安全対策みたいなものは、これ道路を設置された上で今後どうなっていくのかお示しいただけますか。

道路管理課長 まず、委員さんがおっしゃいましたように、停止線からい

わゆる交差点に近いほうの出入り口につきまして、一応基準がございまして、停止線から入り口まで5メートル以上離すとといった基準がございます。その基準に基づいて、現在あそこの部分はそういう形で出入り口ができております。もちろんこれは国道でございますので、飯能県土整備事務所のほうが開発事業者のほうへ指導していくものなのですが、結果としてそういうものができているということ。

それから、あと安全対策面のほうなのですが、これは私どものほうから、市からいわゆる開発者のほうに指導したわけですが、いわゆるカーブミラー、いわゆる出入り口2カ所あるのですけれども、国道に。その開発された反対側のところに2カ所カーブミラーを、両面のやつをつけてあります。それで、ちょっと高いですけれども、見えるということで、安全対策をさせております。

それと、あと渋滞のことなのですが、あそこの部分につきましては、今回国道のいわゆる用地を買収するのではなくて、もともとあった用地、いわゆる茶畑のほうまで結構あったもので、そこを道路として使って歩道を広げ、あと車道を若干広げて、それで右折避讓帯という、右折帯はまだ設けられるほどの幅員はないのですが、右折避讓帯というものを設けて、少しでもスムーズな形をとったと。それは県の仕事ですけれども、県がやられたということ。

今回その開発に伴ったところ、今13区画あるのです。ですから、通常のいわゆるレストランだとかスーパーだとかいったような不

特定多数のお客さんが来るのとは違いますから、もちろん渋滞はしていることは事実でしょうけれども、それに渋滞に拍車をかけるというほどでもないのかなというふうに思います。ただ、お買い求めになる方は、その部分が交差点から近いということをご存じの上でお買い求めになるのでしょうかから、多少お待ちいただくというか、出るのに、これはやむを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

山本委員 出るのは、多分住んでいる方だから、もうそっちから出たら多分なかなか出られないのはおわかりだろうなと思うのですけれども、一番私心配しているのは逆で、坂の下、東側から入ってきて、その道路に右折で入ろうとする車がもし出たとしたら、交差点過ぎてすぐのところで、真ん中で車とまるわけですよ、右折で入ることについて。もう少し先、反対側、起点側から入るのだったら、まだ少しましなのかなと思うのですけれども、これ終点側から入られると、交差点の真ん中に車とまってしまうのかなというのはちょっと心配をするのですけれども、その点どうですか。

道路管理課長 おっしゃるとおりだと思います。確かに右折をすれば、その後ろから来る車は詰まると思います。ただ、日本人はマナーは割といいほうだと思いますので、そういうときは譲って、私どもそうですけれども、譲ってあげてくれますよね。そういうことを期待をしたいと思います。

山本委員 その点は受けとめることにしたいと思います。

あと1点お伺いしたいのですが、この当該の敷地の1本裏、公図の写しでいうと1215-7、16-7あたりまで、これ行きどまりの道路が1本入っていたと思うのです。1本裏の道がたしか行きどまりで入っていて、家がずらっと並んでいたように記憶をしているのですが、今この築造した道路の1本裏ですよ。そこにお住まいの方って、ここもともと畑でしたから、地主さんのご協力で、その畑の中抜けていたのですよね、徒歩で駅まで行かれるのに。これ築造されて家が建って、もう家建ってしまったから通れないということなのでしょうけれども、地元の方との関係でどうだったのでしょうか。ここ藤沢6区だったのかな。お話し合いみたいな部分なかったのですか。ちょっと心配の声も聞いていたものですから、その辺どう処理されたのか、もしあれば。

道路管理課長 手前どものほうにはそういった声は届いておりません、この開発に伴って。建築指導課のほうでそういった窓口になっておりますけれども、今聞きましたけれども、そういった声は届いていないということでございます。

山本委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第111号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時48分 休憩

午前 9時49分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第112号 入間市勤労福祉センターの指定管理者の指定について

委員長 次に、議案第112号 入間市勤労福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

環境経済部長 おはようございます。

議案第112号 入間市勤労福祉センターの指定管理者の指定について、提案の理由をご説明申し上げます。

入間市勤労福祉センター設置及び管理条例の規定により、継続

して同センターを指定管理者の管理としたいため、指定管理者の候補を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について提案したものでございます。

候補者の募集に当たりましては、入間市指定管理者候補選定委員会において、これまでの指定状況の評価、検証した上で適正と判断し、入間市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第2条第2項第3号の規定に基づき、現在指定管理者として指定しております社団法人入間市シルバー人材センターのみからの応募を受け付けることといたしましたものでございます。また、その内容につきましては、別添の資料のとおりでございます。

なお、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間であります。

以上で提案のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　本会議でちょっと聞いておいて答えが出なかった問題で、勤労福祉センターの資料6の中の最後のところの指定期間における利用状況の変化で、平成20年と21年で大きく変化していますよね。その内容についてはどうですか。

商工課長　利用件数が横ばいの中、平成21年度のみが数字が上がっております。これを調べてまいりました。理由的には2つが考えられま

す。1つ目は、免除団体が申請書1枚で複数の部屋をとれるのですけれども、免除団体が複数の部屋を押さえ始めたのが原因であります。2つ目としては、シルバー人材センター、ことし30周年記念事業を行いました。3つの部会に分かれて多数の会議を行った。この2つが要因だと思われま

そして、次に収入金額が下がった要因、申請書を全部1枚ずつめぐりまして調べてまいりました。某化粧品会社、平成20年度が147件、これ有料で使っていたのですけれども、平成20年度は147件使っていただきました。その某化粧品会社が、平成21年度は14件、100件ほどもう本当に減ってしまいました。これ景気の関係かと思われま

以上です。

石田委員 そうしますと、その化粧品会社が130件ぐらい減ってしまって、一方では1,274もふえたというのは、この内訳的には免除団体が複数の部屋を押さえたとか30周年記念、これはどのくらいの数でふえたのですか。

商工課長 数的には、件数的にはもう400、500になります。もう少し詳しく言いますと、その30周年、先ほど3つの部会でやるという話しました。それ以外にも総合不況対策として、会員の就業相談を回数をふやしたということです。不況の中、ちょっと多数の方が来たということになっています。

それから、シルバーさんすごく活動が活発でありまして、平成

21年度から2つの新しい事業を行いました。地域を招いた文化祭、3月に行っているのですけれども、それに関係する会議も多数行いました。それと、平成21年からグラウンドゴルフ大会を新規で行いました。それに関係する会議も多数行いました。ですから、シルバーさんこの年、相当数の会議が開催されたということになります。

以上です。

委員長 いいですか。

石田委員 いいです。

山本委員 済みません、総括質疑で基本的なことをお伺いしたので、補足的に何点かお伺いをしたいのですけれども、1点目は収支予算案の中での人件費の扱いですが、一部お伺いをしたのですけれども、これ240万円年間ということで計上されていまして、これ資料の4ですか、事業計画書の職員の配置についての資料10ページですけれども、拝見しているとざっくり4人だなということで計算をさせていただいたら、これ240万円だと時給換算で高く換算しても250円ぐらいなのかなと。4で割って12カ月で割って25日で割って8時間で割ったら、大体時給250円ぐらいの計算になるのかなというふうに電卓はじかせてもらったのですが、埼玉の最低賃金が750円そこそだったと記憶をしております。

シルバー人材センターさんそのものの関係等々含めて、いろいろやっていたているのは承知をしているのですが、要するに人件費部分で3分の1程度しか市のほうからはお出しをしていな

いということになるのかなという、残り3分の2が先方の支援と申しますか、持ち出しになっているということでまず理解してよろしいかどうか、確認させてください。

商工課長 内容的にはそのとおりです。ただ、持ち出しという言葉が、ちょっと意味合いが違うのかなという気がいたします。それは、シルバーさんそこに事務局を置いておきまして、マンパワーの提供を行っております。ですから、シルバーさんが持ち出しという意味ではなくて、兼務でやっておると。それで、そのために価格の安い金額が提示されたという内容だと思っております。

山本委員 兼務という、歴史的な経緯でここに法人さんの本部が入っているからこそというか、入っていなければとり得ない形態ですよ、これ。一般の普通の法人さんが例えば手を挙げてきたとして、そこに法人さんの本部機能を移すわけにはいかないわけですから、この当該法人にしかできない芸当ということで考えると、これやっぱり定義として持ち出しにならないのですかね。普通だったら、その指定管理料の中に人件費をきちっと計上して入れないといけないだろうし、最低賃金以下の分しか入っていないということになってくると、これやっぱりいかなのかなというのは考えてしまうところなのだと思うのです。

現実問題3分の1ぐらいしか持っていないということは、では仕事量も3分の1ぐらいですかという、対価として考えたときに。残り3分の2は、ではご本業のほうをなさっているのですかという部分になってくると、本会議でも出ていた業務の主たるものが

どっちになってきて、ちゃんと私たちを当該施設の目的についての要望にどこまでこたえてもらえるのだろうかという部分について、金出していないのにこたえていただくのだろうかということになるのではないのかなという心配をするわけですが、その点ちよっと重ねてお伺いしてよろしいですか。

商工課長 一応そこの指定管理の仕事の内容が、基本的に施設を貸すという、そのための業務であります。ほかの例えばアミーゴさんなどは、自主事業のほうまで指定管理の職務の中に入っております。それから比べますと、勤労福祉センターは本当に貸し館だけありますので、仕事量的には非常に少ないといえますか、楽といえますか、そういう解釈になっております。ですから、シルバーさんの兼務も妥当であるかなというふうに思っております。

山本委員 自主事業の規模によると思うのです。今ご答弁ありましたけれども、自主事業をやりにくい場所にあることも承知をしているし、館の規模とかスペック考えても、そんなに大きなことができるとは思えないです、はっきり言って。ただ、今先ほど来ご答弁ありましたけれども、文化祭であったり就労相談会だとか、その施設の性格を生かしたものについて法人さんが自主的に取り組んでおられるということでご答弁がありました。ということは、法人さんとして、法人さんの事業として、これやられているということと理解しますけれども、とすれば、これ施設側の自主事業として同種のものを行うことは可能ですよね。そういうことですよ。

要するに、当該施設のスペックの中でそういう事業を行うこと

ができるということを法人さん自主事業としてされているわけだから、施設の側の自主事業としての取り組みとしてそういうものを加えていくことも可能だということになりますよね。その点いかがですか。

商工課長 実は、勤労福祉センターの指定管理の内容の中に自主事業は含まれておりません。ですから、勤労福祉センターでは、自主事業を今のところする必要はないのです。ただ、自主的にやってもらう分には構いませんけれども、契約の中では自主事業は入っておりませんので。

山本委員 ということは、あくまで窓口を受けて、窓口の事務だけのために指定管理に出している状態ということですよ。館の維持管理等、本当にその建屋としての館の維持管理で、平たい話電話番ですよ、これもうこうなってくると。それ以外のことは、全部もうお貸ししている状況ということになるわけですね。それ確認をさせていただきました。

とすると、本会議でお伺いしましたけれども、年間57万円でいいのかという話になるのだと思うのですけれども、月4万7,500円でそれだけでも、これ恐らく事務スペース分しか計上していないはずですが、法人さんの自主事業として料金免除の状態、それだけ指定管理受けているからということで、館全般的にいろいろお使いになっているというふうに、今使用状況のご答弁の中で解釈させていただいたけれども、そういう形でもうご自分の館のようにやっぱりお使いになっているということ、これ実態とし

でご答弁拝聴している限りでは解釈せざるを得ないかなと思うのですが、とすると年間57万円の目的外使用料で、逆に維持管理料として607万2,000円つけて、どうぞご自由にと話になってしまうのだろうかということなのですから、その点いかがですか。

環境経済部長 館の賃料、いわゆるシルバー本体の機能の賃料と指定管理料を山本委員さんは結びつけて考えていらっしゃると思いますが、これはそういうふうにご覧いただかないほうがよろしいのかと思います。私どものほうで調べた近隣9市、川越市から日高市まで調べましたが、すべての市で、ほとんどと言ったほうがいいのですが、土地については市の土地、建物についてはほとんど無償という形でシルバー人材センターを受け入れている状況がございます。川越市などはシルバーさんが指定管理を、かなりの部分を受けております。その館そのものもそうですし、それ以外のものもそうでございます。

ですから、この賃料と指定管理料が関係があるかのごとくご議論されておりますが、シルバーの事業自体は約8億円の事業をやっているわけでご覧になって、家賃の安さを指定管理料に転嫁しているようにちょっと思われるような論理でございますが、そういうふうには私どもは考えておりません。あくまでも高齢者の福祉増進と雇用機会の拡大を目的にできた団体でございますが、これを市のほうで優先的に優遇していくという立場の中で施設をお貸ししているということでございます。

これは理事長からの話でございますが、高齢者事業団から発足して社団法人に移行して、実は旧母子センターというのがございまして、圏央道が通る前に。そこにあった館の中にいた時代に、圏央道が通るので今度どこへ行くか、行く場所がないと。そういうようなことで、前水村市長に相談をして、あそこへ入れてもらったというようにいきさつもございます。そういう意味合い等も、いろいろ、いろいろ援護していただいたから、市のほうに協力して、低料金で自分のいるところぐらいはしっかり管理しようと、そういうような気持ちもあるのだというような、そういう見積もりの出し方をしているとも聞いております。

ですから、当然シルバーがほかの施設を指定管理する場合は、通常の料金になるものと考えております。したがって、賃料が安いから、ここの勤労福祉センターの指定管理料が安くなるのだというわけではなくて、そこに事務所があるからということだと思います。そのように理解してほしいと思います。

山本委員 歴史的な経緯として、その部分は私どもしんしゃくというか、理解はしておりますし、その点については当然もうおっしゃられるとおりのなのでしょうけれども、要するに従前包括的な委託ができた時代はそれでよかったのかもしれないし、法人として成長過程にある中で、時期としてそういう時期があってもいいのだろうというふうに思うのです。

今、この議会の中でも当該法人の財務状況について、何度か俎上に上がっていますよね。特定目的での内部留保のような形でお

持ちであるということについて、これ特定目的があるわけだから、それ達成したらなくなってしまうのだということも重々理解はしますけれども、財務会計上見たときに、やっぱりそれだけの留保を持っておられる団体に対してそれなりのご負担をきちっと帳面上ちょうだいをするべきでないかという声も、やっぱり見えてきますよね、そういう部分でいくと。

確かに有形無形の形で市に非常に貢献をしていただいている団体であることは重々理解はするけれども、としてもこういう部分について、やっぱりこういう施設の賃料のような部分について、ましてや指定管理みたいな形で制度が変わって、包括的にもうお任せする形になってくる中で、結びつけているとおっしゃられたけれども、私の場合に見れば、逆に賃料のやりとり、そういう有形無形のご支援等々を含めた賃料のやりとりと、この指定管理者制度に係る、指定管理に係るお金とは、これやっぱり逆に切り分けるべきだと思っているからこそ、きちっと賃料をいただくべきではないか。その上で人件費換算については、きちっと指定管理料にお任せをして、1,000万円なら1,000万円の額でご提示になるほうがわかりやすくないですかという趣旨でお伺いしているのですけれども、どうも見解が大分違っていらっしゃるようですけれども、その点ちょっと重ねてお伺いしたいと思います。

環境経済部長 この勤労福祉センターの、要するに事務所としての使用料の免除の経緯は、この建設当時の昭和62年にさかのぼるわけですが、その段階で当時市とこういう免除、しかしながら光

熱水費分相当分だけは負担してよというような協定を結んでいる、この施設に対する団体は3団体ございます。いわゆる当該今社団法人のシルバー人材センターと、地区労さんと連合さんです。この3団体について、上げるというなら全部一遍に上げなければいけないということになるわけでございます。

趣旨からして、労働会館的なこの形をつくった目的は、労働者のための施設としてつくっているわけですから、そこを免除するというのは当時としても当然の行為だったと思います。この高齢者福祉のためのいわゆるシルバー人材センターも労働団体の一つでございますから、労働者団体といいますか、そういう形の一つでございますので、当然のことながら免除していたということでございます。

そういう経緯がある中で、ではシルバーだけもうかっているのだから、値段上げればいいという形にはちょっといかないのかなと。これは管財のほうからのデータでございますが、要するに家賃免除については、そのほかの施設でも、その目的に合ったものについては免除しているところが相当あると。それまで全部影響してくるというお話を承っておりますので、私は今のまま、もう近々に事務所を離れる形になるわけでございますので、その辺は理解していただきたいと思います。

それと財務状況なのですが、これは私のほうで調べた結果なのですが、平成20年まで確かに黒字ですが、平成21年度は単年度会計で見ますと、もう赤字になっているのです。その前に積み立て

た金が相当ございますので、どうも誤解を受ける節がございますが、近々建てる、いわゆる自分のための自分の施設、事務所に関しては、その金額をほとんどはき出すような形で今進んでおりますので、要するに疑いを持たれるような、いわゆる内部留保を抱えることは今後なくなるものと私は思っております。

以上です。

山本委員 その点は、おおむね今のご答弁で承ることにしたいと思います。

あと、最後にしますけれども、これ当該法人がここに入っているということで、公募かけても、これはもう値段でほかの法人さんとは圧倒的に差が出る状況ですよ。恐らくそういう状況等々をご勘案になって公募にかけられなかったのだろうなというふうには推察をしますが、今後ですよ、次も、当該法人さんも自前の本部機能をどこかにおつくりになるということで今ご答弁ありましたけれども、これ次回5年後、平成27年度ですか、その部分での次の手続についてどういうふうな方針をお持ちであるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

環境経済部長 手続、まず指定管理の候補の委員会そのものがなくなるとは思いませんので、当然その委員会の方針に従わなければいけないというのは我々の立場でございますが、基本的には公募が原則だと思います。

ただ、我々は1回目の選定のときの資料を見ますと、やはり取りやめた、要するに参加は1回したのだけれども、説明を聞いてやめたという、いわゆる民間会社の方々の意見を聞きますと、あ

の場所で何ができるだろうという検討をしたときに、いわゆる民間企業さんは収益性を考えますので、収益がまず出ないと、そういうことになると、ちょっとということで二の足を踏んでいるという状況でございまして、やったとしてもそんなに多くの団体が手を挙げるとは予想しておりませんが、基本は公募でいくべきだろうなと思います。ただ、それが選定委員会の中で、私の意見がすべて通るわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

山本委員 もうこの程度にしますけれども、要するに本会議でもご説明があったわけですが、当該法人の過去の実績が良好だから一本釣りしますというご趣旨でずっと、だからこの前の市民会館とかもそうだったように記憶をしていますけれども、その条項を当ててしまうともう、環境経済部長に申し上げて所管外なのかもしれないけれども、ここが前期の実績がよかったから、ここを引き続きでいいではないですかという決め方をしてしまうということで流れていくという形になってしまうと、要するにその受けている法人の営業成績がよっぽど悪いか、よっぽど財務会計上で何か問題が起きるとか、新聞ざたになるような話にならない限り、その法人はずっと無競争でとり続けることになりますよね。これ今の評価の内容等々拝見をしていると。

やっぱりこれ評価基準との絡みの中で、もう少し厳しくすると何か考えないと、もうずっと自動的にとり続けることにならないかという心配をするわけですが、その点だけちょっと最後聞か

せていただけたらと思うのですけれども。

環境経済部長 本当にこれは私が答える立場でないので、私の個人的な見解ととっていただいて結構だと思いますが、いわゆる所管課の評価というのはどうしても甘くなりがちであるということは事実でございます。ですから、第三者評価を当然のことながらやっているわけでございますが、石田委員さんからもおっしゃられたとおり、最後のところにかなり手厳しいご指摘をいただいていると。

やはりほかの機関においても第三者評価をきちっと入れて、やはり第三者評価のコメントというのはかなり重みがございますので、そこをどういうふうにしんしゃくして良好と判断するのか、もう少し改善すべきというふうに判断するのか、これから委員会のほうで決定していくべきことだと思いますが、何が何でもすべてということではないと思いますが、非常に努力しているところをやはり、ではいつでも公募によって、それまでの今までのつくった組織体制をすべてスポイルして新しいところが入ってしまう。ではその従業員たちはどうなるのだというような、一生懸命やっているとというような、そういう部分もございますので、総合的に少し委員会のほうに、私のほうからもそういうお話があった旨は伝えますけれども、今ここでほかの施設のことまではちょっと言及できませんので、よろしく願いいたします。

山本委員 所管外になるので、このぐらいにしておかないといけないと思うのですけれども、要は第三者の機関に評価をしてもらっているのも重々承知をしていますし、それは手続として大事なことであ

るといふことで、それに取り組んでいただいていることは本当にご評価申し上げるところですけれども、より充実した形でやっていただく、選定委員会が内部委員会であるということから考えても、市民評価なり利用者評価なりの部分というのはもう少し入れたほうがいだろうというふうにも思いますし、利用者アンケートになるのか、選考委員会に外部の委員さん入れるとかという形になるのか、これはもうそちらでご検討いただく話だと思ふけれども、もう少し多面的に評価ができるような仕掛けがあれば、なお恐らく説得力上がるのだらうなというふうにも理解をしますので、その点は要望にとどめておきたいと思ふます。

あと、1点だけ全く違ふことで聞かせてください。これ指定期間5年になっているのですけれども、当該法人さんの位置関係とか性質考へてあり得ない話だと思ふのですが、念のためお伺ひしますけれども、これ5年もたなかつた場合はどうなるのでしたかね。これ契約期間中に法人さんの都合が変わつてしまつたりして、要するに手続条例14条の1項でしたっけ、市長管理に戻るといふ場合ですよね。先のことなので、なかなか考へにくいと思ふのですけれども、万が一そういう話になつたときに、これ契約上の取り扱ひといふのはどうなつていくのですか。違約金が発生するとか何かあれば、お示しいただければと思ふのですけれども、協定内容どうなつています。

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

環境経済部次長 この指定管理者の契約を締結するに当たりまして、仕様書、こちらを定めております。その仕様書の中に、お手元に今回の提出資料2のところはその資料と一緒に、議会提出資料の2の中に入っていたと思うのですが、その19ページ、14その他に、(2)のほうですね。事業の継続が困難となった場合の措置は次のとおりとするという、こちらに定めた内容がございます。こちらに従いまして、指定管理者、この継続が困難となった場合には、ア、イ、こういった形に基づきまして支障なく施設が管理できるようになっております。

以上です。

山本委員 はい、結構です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第112号 入間市勤労福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午前10時22分　再開

委員長　会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第113号　平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のもの

委員長　次に、補正予算7件について審査を行います。

まず、議案第113号　平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

環境経済部長　議案第113号　平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち環境経済部所管の主なものについて、その概要をご説明いたします。なお、部内各課の人件費の補正につきましては省略させていただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。歳入に関しまして、補正

予算説明書10から11ページをごらんください。款16県支出金、項2県補助金、目4労働費県補助金の432万8,000円の減額は、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の減額で、本年度は14の緊急雇用創出基金事業を予定しておりましたが、そのうちの1つ、学校保健師配置事業が取りやめとなったため、減額を補正するものでございます。

次に、同じく10から11ページ及び12から13ページをごらんください。款21諸収入、項5、目1雑入のうち、再商品合理化抛入金受入金2,868万6,000円の増額は、容器リサイクル法第10条の2、市町村に対する金銭の支払いの条項に基づき受け入れるもので、前年度に引き続き受入金額が確定しましたので、受け入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず初めに、環境課の歳出に関して、補正予算説明書30ページから31ページをごらんください。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、大事業、浄化槽設置整備事業補助金の56万4,000円の増額につきましては、当初予算の範囲内で事業を実施、執行してまいりましたが、10月下旬に1件単独浄化槽を合併浄化槽に急遽転換したいとの相談を受け、また年度内に完成を目指していることから、補助対象として取り扱えるよう補正増をしたものでございます。

次に、クリーンセンターの支出に関連して、同じく補正予算説明書の30から31、32から33ページをごらんください。款4衛生費、

項2 清掃費、目2 ごみ処理費、大事業、ごみ中間処理事業費312万8,000円の増額は、猛暑に伴う冷房のための灯油がふえたこと。ほかのこともございますが、これが主なものでございますが、燃料費134万3,000円の増額と、施設の安全運転のために欠かせない緊急修繕費178万5,000円を合わせたものでございます。

続きまして、商工課の歳出に関する補正ですが、補正予算説明書の34から35ページをごらんください。款5 労働費、項1、目1 労働諸費、大事業、勤労福祉センター管理運営費48万6,000円の増額は、シルバー人材センターが建設を予定するシルバー活動センターのために、勤労福祉センターの敷地の北側の一部を分筆する費用を計上したものでございます。

以上で環境経済部所管のものの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ環境経済部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のものの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のものの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建設部長 議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）

のうち建設部所管のものについて概要を説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。補正予算説明書10から11ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、大事業、長寿命化修繕計画策定事業費補助金の300万円の減額と、大事業、社会資本整備総合交付金の300万円の増額については名称が変わったのみでございまして、その他の変更はございません。

次に、節2の都市計画費補助金2,079万円の減額は、大事業、地域活力基盤創造交付金が、同じく大事業、社会資本整備総合交付金に名称が変更になり、かつ交付内示額が申請額に対し7割減の891万円に減額されたことに伴い減額するものでございます。

次に、歳出についてですが、予算説明書の40から41ページをお願いいたします。初めに、土木費の中の職員給与費につきましては、それぞれ職員の実配置及び人事院勧告に伴う給与改定による減または増額でございますので、省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。款8土木費、

項2 道路橋りょう費、目2 道路橋りょう維持費、大事業、橋りょう点検事業101万2,000円の減額は、今後の必要額を精査し、予算執行残を減額するものでございます。

次に、目3 道路橋りょう新設改良費、大事業、道路等整備事業、中事業、道水路整備事業の1,575万円につきましては、市道A670号線及びA675号線の2路線の歩道補修工事を実施したいものでございます。

次に、一番下になります。項3 都市計画費、目1 都市計画総務費、大事業、市道拡幅整備事業1,092万5,000円の増額は、道路拡幅整備要綱に基づく無償譲渡申請件数が増加傾向にあることから、これに伴う物件補償費の不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものです。

次に、42ページから43ページになります。目2 街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業、中事業、安川新道線整備事業2,439万1,000円の減額は、歳入でご説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金が減額となったことにより、用地買収箇所の削減と事業費を見直したことによるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今、最後に説明したところも絡めてなのですけども、地域活力基盤創造交付金が7割減ったという、この内容というのをもう

ちょっと詳しく説明してもらえますか。

都市計画課長 この減額の理由ですけれども、県、国の配分方針、優先度の低さから内示率が30パーセントとなっています。この県と国の示す優先順位ですけれども、まず第1番目として、継続箇所のうち圏央道などの他事業関連箇所、平成22年度完了箇所は要望どおり入ると。2番目として、その他の継続箇所、原則各計画ごとの内示率を基本に要望額を按分。3番目として、新規箇所につきましては、今述べました2点を除いた枠内で、必要に応じて配分ということになっています。安川は、この新規箇所ということに当たりますので、30パーセントという内示率になったわけでございます。

石田委員 今後の安川新道の整備事業というのは、これはどういう計画で進むようになるのですか。今回これで大幅なおくれになるわけですね。それに伴ってどういうふうに変更になるのですか。

都市計画課長 当初は、上藤沢郵便局付近から藤沢中学校交差点までの間、これ第1工区としまして、延長280メートルを平成25年度に街路の築造工事を予定しておりました。今回のこの交付金の減額ということで、早くても平成28年度になるのかなと考えております。

石田委員 そうすると、第2、第3やって463の国道までつながるといのは、いつごろの見通しになるのですか。

都市計画課長 280メートルも、早くても平成28年度ということでご説明させていただきましたけれども、その先の680メートルになりますか、全部で上藤沢郵便局付近から国道463号までの間、未整備

区間が910メートルございます。今回第1工区として280メートルと。残りが、まだかれこれありますので、その先に関しては、今時点でいつどのような状況になるか、完成するかというのは、ちょっと答えづらい部分がございます。

石田委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ建設部所管のものについての質疑を終結いたします。

これで建設部所管のもの審査は終了しましたが、区画整理部所管のもの審査が終了するまで、討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて説明を求めます。

提案理由の説明

区画整理部長 議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）のうち区画整理課所管のものについて提案理由をご説明申し上げます。

補正予算の主な内容につきましては、一般会計補正予算（第3号）説明書によりご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出予算のみの補正でございます。補正予

算（第3号）説明書の42ページから43ページ、款8、項3、目4  
土地区画整理費587万9,000円の減額は、職員の実配置及び人事院  
勧告により精査したことによる職員給与費を減額するものであり  
ます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議  
賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ区画整理部所管のものについての質疑を終結いたしま  
す。

これで各部ごとの質疑は終結いたしましたので、これより討論  
に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

議案第113号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第3号）  
のうち所管のものを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第114号 平成22年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

委員長 次に、議案第114号 平成22年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

提案理由の説明

建設部長 議案第114号、平成22年度入間市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案の理由を説明いたします。

今回の補正予算は、職員の実配置及び人事院勧告に伴う給与改定による職員給与費の減及びこれに伴う予備費の増額であります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ討論を終結いたします。

議案第114号   平成22年度入間市下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長     ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分   休憩

午前10時42分   再開

委員長     会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第115号   平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区  
画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第116号   平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画  
整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第117号   平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第2号)

議案第118号   平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第2号)

委員長 次に、議案第115号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第116号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第117号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

区画整理部長 議案第115号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第116号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第117号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の4件につきましては同様の補正理由でありますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、4会計とも歳出予算のみの補正でございます。

補正内容につきましては、いずれも職員の実配置及び人事院勧告により精査し、職員給与費を減額し、予備費を増額するものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議  
賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第115号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢  
駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第116号

平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特  
別会計補正予算(第2号)、議案第117号 平成22年度入間都市計  
画事業扇台土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案  
第118号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業  
特別会計補正予算(第2号)を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第119号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）

委員長 次に、議案第119号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

水道部長 議案第119号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出の予定額の補正を行うものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正であります。収益的収入は、既決予定額29億9,706万3,000円から、一般会計への長期貸付金12億円のうち3億円が9月30日に繰上償還されたことにより本年度予定した受取利息を115万8,000円減額し、補正後の予定額を29億9,590万5,000円に改めるものでございます。収益的支出は、既決予定額28億6,322万6,000円から、人件費を精査したことによる1,228万4,000円の減額、配水費で現在までに確定している委託料や修繕料の執行残1,227万1,000円の減額及び資産減耗費3,780万円の減額を行い、総額6,235万5,000円を減額し、補正後

の予定額を28億87万1,000円に改めるものでございます。

なお、資産減耗費の減額は、当初ことし10月から来年3月までの工事期間で予定していた小谷田配水場の解体工事費で、同時期に豊岡配水場の高区送水管更新工事を実施するため、豊岡配水場から豊岡高区への配水を停止し、扇町屋配水場からの配水へ切りかえることから、安定給水の確保を図るため来年度に繰り延べるものでございます。

第3条は資本的支出の補正で、既決予定額9億996万6,000円から、収益的支出と同様に人件費を精査したことによる431万円の減額、配水管改良費で飯能県土整備事務所が行う国道299号の歩道バリアフリー化工事の延長縮小に伴い、同時施工を予定していた配水管布設がえ工事も縮小することによる4,200万円の減額及び固定資産購入費で、現在までに確定している器具備品購入費の執行残349万3,000円の減額を行い、総額4,980万3,000円を減額し、補正後の予定額を8億6,016万3,000円に改めるものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、既決予定額3億4,957万9,000円から、人件費を精査したことにより職員給与費1,659万4,000円を減額し、補正後の予定額を3億3,298万5,000円に改めるものでございます。

以上で補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

△ 会議中における出席委員

午前10時48分 金子俊雄委員

---

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第119号 平成22年度入間市水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告(午前10時51分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 金 澤 秀 信